

横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定制度実施要綱

制 定 令和6年6月17日医が第211号（局長決裁）
最近改正 令和7年5月12日医が第183号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市内の維持期の心血管疾患患者の運動環境の充実及び医療機関、運動施設や介護サービスの地域連携の推進を図ることを目的として、横浜市が実施する心臓リハビリテーション登録事業者認定制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 横浜市は、心血管疾患患者の維持期における運動継続に協力する事業者で、次の事業者を認定の対象とする。

1 運動施設管理・運営事業者

- (1) スポーツセンター等の本市が設置するスポーツ施設の指定管理者
- (2) フィットネス産業協会に所属している事業者で、横浜市内において安全管理体制が整っている民間スポーツジム等を運営している事業者
- (3) 運動型健康増進施設、又は指定運動療法施設を運営している事業者

2 介護サービス事業者（介護保険法に基づく介護保険事業者）

- (1) 訪問リハビリテーション、又は介護予防訪問リハビリテーション
- (2) 通所介護（デイサービス）、又は横浜市通所介護相当サービス（デイサービス）
- (3) 通所リハビリテーション（デイケア）、又は介護予防通所リハビリテーション
- (4) 訪問看護、又は介護予防訪問看護

（申請）

第3条 横浜市心臓リハビリテーション登録事業者（以下、「登録事業者」という。）としての認定を希望する事業者は、横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定（更新）申請書（第1号様式-1）に施設情報提供書（第1号様式-2）を添付して横浜市長に申請する。また、施設情報提供書（第1号様式-2）に、心臓リハビリテーション情報提供シートに基づいた運動を行う横浜市内の施設について記載する。

（要件）

第4条 登録事業者として認定されるための要件は、次の各号を満たすこととする。

1 運動施設管理・運営事業者

- (1) 医療機関が作成し提供する心臓リハビリテーション情報提供シートに基づいた運動を行うことが可能な設備を有すること
- (2) 健康運動指導士又は同等の知識・技能を有する職員を配置し、個人の運動強度にあった運動のアドバイスをすることが可能であること
- (3) 横浜市が指定する研修を受講すること

2 介護サービス事業者

- (1) 医療機関が作成し提供する心臓リハビリテーション情報提供シートに基づいた運動を支援することが可能な環境を有すること
- (2) 個人の運動強度にあった運動指導をすることが可能であること

(3) 横浜市が指定する研修を受講すること

(認定)

第5条 横浜市は、第3条による申請のあった事業者が、前条の要件を満たすことを認めた場合、事業者を登録事業者として認定し、横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定通知書（第2号様式）を通知する。なお、横浜市は、横浜市長が必要と認めるときは、第3条に定める申請書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(否認定)

第6条 横浜市は、第3条により申請のあった事業者が、第4条の要件を満たしていないと判断した場合、否認定通知書（第3号様式）により通知する。

(認定期間)

第7条 認定期間は、登録認定日から登録認定日の属する年度の翌年度から起算して3年後の8月末日までとする。なお、認定期間内に更新申請をし、認定した場合も同様とする。

(更新申請)

第8条 登録事業者は、認定期間満了後も引き続き認定を希望する場合は、横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定（更新）申請書（第1号様式-1）に施設情報提供書（第1号様式-2）を添付して横浜市長に申請する。なお、更新申請は、認定期間が満了する年度の6月末日までとする。

2 横浜市は、更新申請をした事業者が引き続き第4条の要件を満たすことを認めた場合、第5条及び第6条に基づき結果を通知する。

(登録事業者リスト)

第9条 横浜市は、登録事業者が施設情報提供書（第1号様式-2）に記載した施設の情報に基づいたリストを作成し、随時更新を行う。登録事業者は、記載事項に変更が生じた場合には、速やかに横浜市へ報告する。

(報告資料)

第10条 登録事業者は、医療機関が作成し提供する心臓リハビリテーション情報提供シートにより受け入れた月毎の人数を、10月及び4月の年2回、登録事業者受入状況報告書（第4号様式）により提出する。

(認定の取消)

第11条 横浜市は、登録事業者が次の項目に該当した場合、認定を取り消し、横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定取消通知書（第5号様式）により、通知する。

- (1) 事業者による認定の辞退申出があった場合
- (2) 認定期間に、第8条第1項に定める更新申請が行われなかった場合
- (3) 事業者が、第4条を満たさなくなった場合

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

第1号様式－1（第3条）

横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定（更新）申請書

年 月 日

横浜市長

所在地
事業者名

代表者名

横浜市心臓リハビリテーション登録事業者制度の認定申請を行いたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定制度実施要綱を遵守します。

1 登録を申請する事業者名

2 所在地

3 管理責任者、職氏名

4 研修を受講する者の職、氏名

5 添付書類

(1) 施設情報提供書（第1号様式－2）

(連絡先)
所属
担当者名
電話番号
電子メール

施設情報提供書

事業者名

施設名	住所	電話番号	施設種別	運動設備	人員体制（有資格者 人数）	連絡担当者	記載例
横浜クラブ ○区店	横浜市中区本町60-50-10	045-671-0000	スポーツクラブ	広さ150m ² エルゴメーター 3台 トレッドミル 4台	健康運動指導士 1名	田村	

必要にあわせて行を追加してください。

第2号様式（第5条）

文書番号

年 月 日

事業者名

代表者名 様

横浜市長 印

横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市心臓リハビリテーション登録事業者申請について、横浜市心臓リハビリテーション登録事業者制度実施要綱に基づき、次のとおり登録施設の認定をすることに決定しましたので通知します。

1 事業者名

2 所在地

3 管理責任者職、氏名

4 認定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 登録条件

要綱に定める要件を満たさないことを認める場合には、認定を取り消すことがあります。

担当
連絡先

第3号様式（第6条）

文書番号

年 月 日

事業者名

代表者名 様

横浜市長 印

否認定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市心臓リハビリテーション登録事業者申請について、横浜市心臓リハビリテーション登録事業者制度実施要綱に基づく審査の結果、認定しないことに決定しましたので通知します。

1 事業者名

2 所在地

3 管理責任者職、氏名

4 否認定理由

担当
連絡先

年 月 日

登録事業者受入状況報告書

1. 事業者名 _____

2. 施設名 _____

3. 情報提供シートによる受入人数

10月提出	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
							0 (人)

4月提出	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
							0 (人)

担当者

連絡先

第5号様式（第11条）

文書番号

年 月 日

事業者名

代表者名 様

横浜市長 印

横浜市心臓リハビリテーション登録事業者認定取消通知書

年 月 日に申請のありました横浜市心臓リハビリテーション登録事業者申請について、横浜市心臓リハビリテーション登録事業者制度実施要綱に基づき、次のとおり登録施設の認定を取り消すことに決定しましたので通知します。

1 事業者名

2 所在地

3 管理責任者職、氏名

4 認定取消日

年 月 日

担当
連絡先